

令和4年第3回豊頃町議会臨時会会議録

令和4年11月24日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第3号	専決処分の承認 (令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第4号))
日程第 4	議案第49号	令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)
日程第 5	議案第52号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 6	議案第50号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第51号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	鏑 木 政 洋 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	丹 羽 静 恵 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君

施設課長	越谷光裕君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
消防署長	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山田良則君
庶務係主事	手塚健人君

午後2時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和4年第3回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第3号

- 藤田議長 日程第3 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書11ページを御覧ください。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び、豊頃中学校煙突補修に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第4号)を令和4年10月7日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書(第4号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,500万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,968万3,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費2,028万6,000円を追加。

9款教育費、3項中学校費に豊頃中学校煙突補修工事440万4,000円を追加するなど、計471万7,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税472万7,000円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金2,027万6,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 11ページなんですけれども、今説明を受けました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費ということで予算を見積もっておりますが、これはどのような事業になるのか内容をお知らせいただきたいと思っております。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

本事業につきましては、本年9月9日開催の物価賃金生活支援対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰の負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得世帯、こちらは令和4年度住民税非課税世帯及び生活保護世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する事業でございます。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 その給付をするにあたってどのような方法論で給付されるのか。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 今回の事業は、昨年の事業に引き続きましてプッシュ方式ということで、対象となる世帯に対しまして確認書を送付します。そちらの方で確認を取れた世帯につきましては即時給付、振込口座の方に送金するということになっております。

事業につきまして先ほど申し上げましたが、今回の予算の対象者は382世帯とい

うことで給付金を計上しております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 福祉の関係なんですけど、1,910万、この金額については今内容的には説明がありました。ありましたが、今課長の説明では9月以降ということになります。すでにこれについての達成率というか今日現在でどのくらいなのか。それと今後についてどういう状況を想定しているかということをお聞きします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 対象者を先ほど382世帯と回答しましたが、そのうち今現在332世帯、約9割弱の方が申請し振り込みを終了している状況でございます。あと残りの方については、非課税世帯といっても課税世帯に扶養されている方は対象外となることで、その対象者の作業について準備をしているところでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 1,910万というものについての、これは専決ですから、そうするとまだ未達成というかそういうものについては今課長の説明というもので捉えてよろしいですが、今後どういうふうにそれらについての支給をしようとするのかということと、それから私の話の後半なんですけど、今後これは9月10月、今は11月になってますよね。年末控えてこれらについての電力だとか食料費、特に食料品というのは御存知のように相当高騰してますよね、値上がりしてますよね。こういうものについての捉えかたというのは今後どうしていったらいいんだという考え方をお聞きしたいですね。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 議員のおっしゃるとおりこちらの事業につきましては、いわゆる緊急的な事業ということで専決をさせていただいたところでございますが、ただ今言ったように9割程度ということですので、あと1割については今月中に早急に対処したいというふうに考えて生活支援の方に全力を尽くしていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に業務としては多忙だと思いますよね。多忙だと思うんですが、そういう生活状況の方々が、やはり日々今後についての年末、年末ということはおくまでもこれは冬期に向かって、厳寒期に向かってどうしても電力だとかガスだとかそういうものについては無くてはならぬものですし、食料費なんてものは毎日食する材料、食材ですよ。そういうものについてやはり再アクションを起こす

というか、そういうあと残りの方々というか未達成というか未払いというか、そういうの方々についてはやはり相当な労力が必要なんだと思うんですが、積極的にそういうものについてフォローアップすべきではないかなと。私は今後については、そういう感じを、不安を払拭するためにも是非とも御努力をしていただきたいなというふうに感じます。その辺に関しての意気込み、意気込みと云ったら失礼なんですが、業務多忙なんですが、やはり細分化してスタッフの中でそれらについての消化作業をしてという感じをいたします。

従ってそれらについてももう少し内部的に精査されて、積極的アクションを起こすというような意気込みをお聞かせいただけますか。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 ただいま議員のおっしゃるとおり、残りの対象者の方についてはまだ申請されていない方のピックアップはすでに進んでおりまして、そちらについては個別に干渉作業をしているところでございます。

速やかに全て100%支給できるような体制をとっていきたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 9款教育費、3項中学校費からでございますけれども、工事請負費の440万4,000円、豊頃中学校煙突補修工事でございますけれども、来年度より新しい中学校が利用できることになっておりますけれども、この煙突工事については440万かけて補修しなければならないほど危ない状態になっているのかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

こちらの工事につきましては、現在の豊頃中学校の煙突の内壁が9月に破損しまして、そちらの中身に一部アスベストが含まれている廃材が堆積したものが、煙突の内部に詰まっているような状況が発生してしまいました。そのままですと煙突が使用できない状況になりまして、これから冬を迎えるにあたって暖房ボイラーを使用することが出来なくなるために、今回早急にこの工事の方を発注させていただきまして、専決処分させていただいたところでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 子どもたちが学んでいる学習の場所でもございますので、安全上の配慮かというふうに理解はいたしますけれども、基本的にこの中学校が新しく出来てそちらの方を利用するようになると、古い中学校については解体されるのかなという状況にございまして、やはりお金をかけたものの取り壊してしまうのかと

いう状況になりますと、ちょっともったいないような感じもいたしますけれども、やはり安全上のことで致し方ないということで理解いたしました。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 今議員おっしゃったとおり、新しい中学校の建設中にあって、非常に経費がもったいないような部分もございますので、この工事につきましては極力経費がかからない方向で、なおかつ冬を迎える前に早期に完成させる方法ということで、仮設の煙突を新規に設置する工事と、すでにある煙突につきましては安全面を考慮しまして、開口部分の囲い込み工事、こちらの方をやらせていただいております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第49号

●藤田議長 日程第4 議案第49号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第49号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第5号）1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,643万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,612万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたし

ます。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費に豊頃愛生協会運営補助金（物価高騰対策支援事業）300万円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費に肥料高騰対策事業交付金2,382万2,000円を追加するなど、計2,392万2,000円を追加。

4項水産業費に燃油高騰対策事業交付金244万7,000円を追加。

6款商工費、1項商工費に商工会運営費補助金（原油価格・物価高騰等対策事業継続支援補助）407万円を追加。

12ページ。7款土木費、5項施設費において林業センターアスベスト含有調査業務120万円を追加。

9款教育費、5項保健体育費にパン生地自動発酵保温機購入180万円を追加。

次に歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税1,515万3,000円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,128万6,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

（質疑なし）

●藤田議長 14款国庫支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 愛生協会の運営費の300万ですが、これはその物価高騰でこのぐらいの金額で間に合うのですかね。どこをどういうようにして愛生協会からそれ

だけの希望というか要請があったのか。300万ということなんてあの施設の中で50人収容でいろいろと月々の経常経費かかりますよね。300万ぐらいでこれが十分なのでしょうか。ということですね、何を裏付けとするかということ、愛生協会の運営費そのものというのは高騰であろうが、一時的であるかもわかりませんが、これはこの一過性でよろしいんですか、解釈は、あるいは臨時的でよろしいのかということはどうのように理解したらよろしいですか。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

今回の物価高騰対策事業費の300万の補助金につきましては、電気・ガス・物価高騰による経費の価格が、介護保険料では転嫁できないということで増加額の一部ということで、今回愛生協会の方から増嵩分ということで金額の8割を補助するということで300万円を計上させていただいております。

それと、愛生協会への補助金については、当初予算並びに6月の補正でも補助金の交付をしてきたところでございます。今まで施設長と理事長ともお話しして愛生協会の運営については、日頃からの状況を把握しているところでございますが、今回は物価高騰対策ということで、300万円を計上させていただきました。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に厳しい運営をされているんだということが予想されるんですね。これがそのしょっちゅうといたら愛生協会に失礼な話になりますが、運営費としてですね、毎回提案されてくるんですね。その辺がちょっと私は運営する、いわゆる民間ですから、確かに町の住民やあるいは福祉の関係で貢献されている施設であるということは十分わかるんですが、運営そのものは相当厳しいのかどうか。前にも町長に質問でしましたが、抜本的に何かこういう改革を考えるべきだという答弁をもらっているんですが、今回は物価高騰に対する臨時的な緊急的な対策として理解すればそれでいいのかもしれない。だからそういうものをもう少しきちっと事業計画的なもの、高騰して今8割ですよ、8割。2割は自前じゃないですか。そうすると、2割と考えても大した金額じゃありませんよ。そういうような内容の運営の愛生協会かということに理解をしちゃうんですね。その辺をもう少し、担当課長の責任ではないと思いますよ、今後についての我が町の福祉施設として、やはり健全化した運営を望むんですね。その辺の考え方をちょっとやはり解決しません、予算ですから。予算審議ですが、やはりもう少しこう自己努力だとか、あるいはもう少し方法論を考える、運営をどうするか経営をどうするかということをやったり、他の町村も民間がやっています。厳しいことはわかりますがその辺の考え方

をやはり町長からも一言お伺いできますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 この愛生協会については、6月にいわゆる補正をさせていただいた部分というのは、コロナウイルスの掛かり増しの費用ですね、その部分だったと思いますけれども、今回補正させていただいているのは燃油ですとかそういった光熱費に係る部分を、差額分ということで8割の補助ということで、この8割というのもしかりと向こうの方でどれくらいかかるんだらうと、年度の部分見させてもらった中で、いわゆる町として国から来ている財源もありますから、その辺含めてこれくらいが妥当だろうということで判断させていただいて今回計上させていただいた300万ということになります。

愛生協会自体、運営につきましては昨年施設のほう改修が終わりまして、やっと施設入所される方も落ち着いてきたというような話は聞いておりますけれども、どうしてもコロナウイルスの感染拡大という部分踏まえて、クラスター的な形で入所の方がかかったりだとか、いろいろしているところではどうしてもそのかかっている費用が出てきたりだとかということもありますし、あと待機されている方、どうしてもその重い方じゃなくて入所される以前の軽度の方もたくさんいらっしゃると思うので、そのように聞いてございます。そういった部分ではあの介護報酬も低く抑えられるというところがございますので、その辺は含めまして12月、3月というところでまた愛生協会のほうから何かしら要望があるのかなとそのように思っています。運営の補助についてですね、その辺はこれからということになってくると思います。これまで出していたのはあくまでもいわゆる運営というよりは突発的に出た掛かり増しの経費について補助をしているということで考えてございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 その辺の今後についての運営費の要請があるだろうという予測ですね。

今回については、この文言から言って物価高騰です。物価高騰。これは物価高騰ではなくて物価が低下したら、この件については理屈的ですよ、理屈的にこういう要請というのは運営費は出てこないなど。逆だったらですよ、という捉え方にしちゃうと、それでも愛生協会の運営というのは大丈夫かなという疑義があるわけです。今までの経緯を考えてですね。ですからその辺をもう少し行政としても膝を交えて、しっかりと運営責任者、理事長並びに施設長とですね、正面についての抜本的な、私は改革というのかそういったものを含めて議論すべきでないのかなというふうに要望します。そういうような考え方がありますので、もう一言、今後について

の姿勢というか捉え方というか取り組み方ですね、それを行政としての町全体の問題ですから、その辺について考えを示していただければと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、今後施設ともしっかりと話し合いながらしっかりと進めていきたいと思えます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

5 款農林水産業費、1 項農業費。

2 番小笠原議員。

●2 番小笠原議員 5 款農林水産業費、1 項農業費からでございますけれども、1 8 節の負担金補助及び交付金、肥料高騰対策事業の交付金といたしまして、2, 3 8 2 万 2, 0 0 0 円が計上されております。この補正予算の概要の中で、交付金の説明を F A X 等で見ましたけれども、この概要につきましては、農家 1 ヘクタール当たり 2, 4 0 0 円を交付ということになってございます。1 件当たりの下限額が 5 万円ということになってございますけれども、まずこの酪農家も畑作農家も関係なく 1 ヘクタール当たり 2, 4 0 0 円を交付ということにつきまして、そうなった考え方についてお聞きいたします。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

本町における肥料価格の高騰分を算定するにあたりまして、令和 4 年はまだ動いている状況ですので、まず令和 3 年の作付面積 9, 8 5 3 ヘクタールに対する、昨年度の肥料購入実績が 5 億 8, 0 1 9 万 5, 0 0 0 円で、令和 3 年度の作付面積に今年度の肥料単価を乗じますと、1 0 億 5, 5 8 7 万円となります。その差額の 4 億 7, 5 6 7 万 5, 0 0 0 円が肥料価格高騰により増額した分となります。

国におきましては、肥料高騰額の 7 割程度の支援と、北海道におきましては約 5 % 程度の支援となっておりますので、北海道と同等の支援を考えまして、高騰額分の 5 %、2, 3 7 8 万 4, 0 0 0 円を本町の耕作面積、9, 8 5 3 ヘクタールで除すると 1 ヘクタール当たり 2, 4 0 0 円という基準になり、それを基に交付金額を決定させていただきました。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2 番小笠原議員 畑作農家も酪農家も関係なく 1 ヘクタール当たり 2, 4 0 0 円

の交付につきまして説明を受けましたので、課長から資料ももらってございますし、内容については把握いたしましたけれども、私この世界的な原油、肥料、飼料の高騰による農業所得が激減化されているということで、我が町の農業に対する支援対策について、9月の定例議会の時に町長に質問させていただきました。担当課には指示して配慮しているということで、その後この新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金が出て、どのように使われるのかなということで注目はしていたわけでございます。

各町村ですね、それぞれこの交付金の使い道についてはそれぞれ色を出しております、やれ肥料の購入量に対して1トン当たりなんぼですとか、1反当たりなんぼですとか、一律に例えば農家に対しては10万円だとか、それぞれいろいろ町村によってこの交付金の使い道には色があるわけでございますけれども、我が町についてはこの肥料の高騰対策についてのことについては、こうやって我が町の身銭を削りながらもコロナ地方創生交付金と併せてそれぞれ補助していただいている訳なんですけれども、何せ農家の経営というのは肥料だけではございませんでして、特に我が町の酪農家に対する飼料、飼料の高騰については非常にこの4年度からもどんどん上がってございまして、大変な酪農家の負担になってございます。肥料については、令和3年度の早期予約だとか、そういったもので対応しておりましたし、どちらかというとも5年度にものすごく影響してくるのかなと考えてございます。特にこの飼料の高騰対策についても、なんとか手を打っていただけるような形にならないのかどうか、その辺のことについてお聞きいたします。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、酪農畜産業の方についても大変切迫している状況がございます。配合飼料価格の高騰のほか、牛の販売価格が半値まで落ち込むなど、本町の方でも家畜飼養用水緊急支援対策事業も独自で行っております。また国におきましても、酪農に関しましては緊急支援としまして、11月8日に閣議決定されるなど対策が打たれている状況です。これらの状況を把握して豊頃町としても迅速に対応していきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 それぞれ国も含めて、とにかく高騰するものに対するの対策については、国もいろいろと考えてございますけれども、この交付金の配分については、いずれにしても私ども農業、一次産業に付随している部分のものについては、分かりやすいように説明していただきたい。特にこの肥料高騰対策、1ヘクタール

当たり2,400円、これを補助していただけるだけでもありがたいんですけども、いかんせん単純に農家が見た限りにいたしますと、他町村の交付金の分け方と比べると、ちょっと分かりづらいのではないかなというふうに考えてございます。その分については、ちゃんと説明を加えたうえで交付金を配布していただけるようによくお願いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 私の方からもお話をさせていただきたいと思います。

なかなか積算の根拠が分かりづらいというお話でありましたけれども、非常に分かりやすいのではないかなと私の方は思っております。基本的には国が支援する7割の残りの部分の、今回道がする部分それと同等額の支援を町もさせていただくこととございますから、申請等受けるときには、ペーパーなりなんなりで農家の方にはそれぞれ周知しながらやっていくところでございます。

額の話、これが多い少ないという話をされますと、これは根本からどうしようもないことです。誰もがたくさんもらえて嬉しいに決まっていますし、他の町と比べればこれは少ないのではないかというかもしれませんが、これは町の実情含めまして国からくる交付金、用途がこれがこういったこととということで今回来ている部分を含めまして予算化させていただいているというところでございますので、身銭を切って、町費を全部出していくらでもできるかといえばそういうわけではございません。

今後そういった肥料以外、飼料その他含めていろんな対策がまだ国からも出てくるかもしれませんし、実際問題そういった形で国から直接措置される部分ですとかいろんなところあるかと思えます。関係団体含めて今後いろんな部分で要請等あると思いますので、その辺は考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員に申し上げます。質問は3回という制限がありますけれども、大事な質問ですか。質問しますか。

●2番小笠原議員 はい。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長に答弁をいただきました。

私はあの多いとか少ないとかとそういうことについては申しておりません。頂けるだけでありがたいということも含めまして、先ほど意見をさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても、他町村と比べると例えば牛1頭ですとか反当当たりなんぼですとか、いずれにいたしましてもそういった単位でもっての配布の仕方の方が分かりやすいのではないかということ述べさせていただきましたので。

町長の答弁されたことについては当然理解しておりますし、私も前回の一般質問においてやはり身の丈にあったというお話もさせてもらっておりますし、そのことについては理解しておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 どうもありがとうございます。

議員からも9月の議会にて、当然今後どうなるんだという話があったなかでのこういった対策というところも踏まえまして、実施させていただいております。今後ともよろしくお願ひしたいとそのように思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12ページ。7款土木費、5項施設費。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 確認で質問させていただきます。

この節には、林業センターアスベスト含有調査と載っていますが、前回いろいろと協議されました茂岩高台の林業研修センターの場所というふうに理解してよろしいですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

茂岩山高台にございます林業研修センターで間違いございません。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 じゃあついでに関連して質問します。

そうしますと事前のこういう含有調査ということになると、前回町長が将来的にやはり用途についてはもう終わってるなど、従って解体に向かっていくというような発言ありましたが、そういうふうに理解してよろしいですか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 政策的な部分ということでございます。考え方としては、議員おっしゃった通り今後の部分含めましてですね、アスベストの含有調査というところ進めてまいりたいと、そういうところでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

9款教育費、5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

●藤田議長 日程第5 議案第52号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第52号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書5ページを御覧願います。

本案は、人事院が本年8月8日に勧告した国家公務員給与改定について、11月11日国会において勧告どおり可決成立したことから、このことに準じ本町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

次に改正内容につきまして、議案説明書5ページ、説明第3号を御参照願います。

第16条の4第2項、改正項目、勤勉手当の率。改正内容、支給率「100分の9

5」を「100分の100」に改め定めるもので、期末勤勉手当支給率を年間「100分の430」から「100分の440」に改めるものであります。

第3項は、再任用職員の規定で「100分の45」を「100分の47.5」に改め、年間支給率を「100分の225」から「100分の230」とするものであります。

別表の改正は、6ページから7ページ給料表のとおりで、1級から5級までの俸給を平均0.3%から1.42%引き上げるものであります。

なお附則として、1、この条例は、令和4年12月1日から施行し、改正後の給料表は令和4年4月1日から適用するもので、2、この条例施行の際、12月に支給する勤勉手当の算定は、改正後の第16条の4第2項の規定にかかわらず、「100分の100」を「100分の105」に読み替え、同条第3項の規定にかかわらず、「100分の47.5」を「100分の50」に読み替えるものであります。

以上でありますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 ただいま条例改正についての説明がありました。別表も拝見いたしました。職員の中には該当しない、今勤務している方でもですね、いらっしゃるように私は理解しているんですが、そういう該当しないとか対象外の職員というものについては、これは臨時であろうとあるいはそれらの年度の雇用者とかそういう形で扱われているというふうになっていると思いますが、そういう方々は現状どのくらいいらっしゃるかということをお聞きします。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 御質問いただきました今回の人勧及び給与表改正に該当しない職員としては、いわゆる会計年度任用職員の1号職員、2号職員という2つの職種がございます。2号職員というのは従来から準職員といていた方々で、現在29名。それから1号職員はいわゆる日々雇用といていた1日単位で働いていた方ですが、241名、これは短期長期いろいろありますので合わせた延べの数字でございます。これらの方々が今回の給料改正には該当しない方となっております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 今回の条例については確かに人勧の発表のようにローカル自治体についても適用するわけですが、それで今審議をしているわけです。

したがって今副町長からの説明の中の1号職員、2号職員についてはこれは待遇とか処遇というものについても大体準じているというふうに理解しています。

少なくともこの1号職員の方々、これは内容をもう少し全体に分かるように説明いただきたいんですが、これらについてのやはり給料、あるいは諸手当、これについては適用されていないというふうに思います。したがってそれはいろんな自治体のやり方があると思いますが、本町においての考え方というのは、それらについても何ゆえに質問しているかという、今回についての先ほども専決処分であったように、物価高騰しています。食料品も上がっています。生活の経常経費も上がっています。ガス、水、それから電気についてもそのとおりです。これは永続的にこの経済状況というのは、あり得ないというふうに思います。少なくとも直近のこの事態の時には、これらの方々にも何らかのやはり支援とか補填を考えるべきではないかというのは、今回私が質問したい内容であります。今後についてという意味ですが、少なくとも生活状況は厳しい寒さに向かっている、あるいはそれに追いつかないように給料も国も上げたいといっているじゃないかと理解する、そういうなかで経費がかさんでいく、満度ということではないかもしれませんが。少なくともそういう1号職員、そういうの方々に対しての配慮というかですね、救済と言ったら自分で努力している方もいらっしゃると思うんですが、今後についての我が町のそういう処遇待遇というものを考えるべきでないかというふうに考えておりますが、それについては執行する理事者のお考えをお聞きしたいと、考え方をお聞きしたいし、また対策をどうすべきかということについては、結論は今日出ないかもしれませんが、それらについての方向性といいますか、そういうものもお聞きしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今回ですね、提案させていただいている議案につきましては、人事院勧告によるものということでしたが、官民のいわゆる賃金、給与体系の格差の是正というか、そこの調整というようなことで、いわゆる現状の物価が高騰しているだとか、経済的な部分でこういうふうになってきたというような形ではないのかなとそのように思っておりますけれども、議員おっしゃるとおり、この世情、経済情報含めると、最低賃金も当然上がってきているでしょうし、いろんなところですね、影響というか頂く賃金に関しては出てくるところは私も理解しているところでございます。

今後の、先ほど言われていた通りもう明日明後日と、今日決めるとかそういうことにはなりませんけども、今後経済状況含めまして、検討材料として考えていきたいとそのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号及び議案第51号

●藤田議長 日程第6 議案第50号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第7 議案第51号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第50号及び議案第51号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第50号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第51号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

議案書1ページ及び3ページを御覧願います。

本案は、ただいま議決いただきました議案第52号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正の内容について、議会議員及び特別職の期末手当についても、同様に改正するもので、議案説明書1ページ、説明第1号及び3ページ、説明第2号の改正後の案のとおり、議会議員及び特別職の期末手当支給率「100分の215」を「100分の220」に改めるもので、期末手当支給率は年間「100分の430」から「100分の440」となるものです。

なお附則として、1、この条例は令和4年12月1日から施行し、2、12月に支給する期末手当の算定は、「100分の220」を「100分の225」に読み替えるものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第50号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に

ついてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

●藤田議長 議案第51号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、令和4年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員